



うえるかむ通信

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 Tel.047-710-7045/IP 電話 050-3496-9981
ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

岩田康孝弁護士 による無料相談会

第2回 7月1日に開催

☆次回(第2回)は、7月1日(火)

☆10時30分、11時20分

☆2組とさせていただきます。

☆場所は、うえるかむ相談室

成年後見制度・法律・など困りごとを心置きなくご相談ください。秘密は厳守いたします。尚、同じ方の同じ問題での2回目以降のご相談は有料となることがあります。ご承知おきください。

ご相談のお申し込みは電話にてお願いします。

☎ 047 - 710 - 7045

先着順とさせていただきます。

岩田弁護士による無料相談第1回目、5月28日は2組のお申し込みがありました。

第2回目は7月1日(火)です。第3回目以降のお申し込みもお受けします。第3回は9月、第4回は11月に開催を予定しています。いずれも30分です。

ご不明な点は「うえるかむ」にお電話でお問い合わせください。

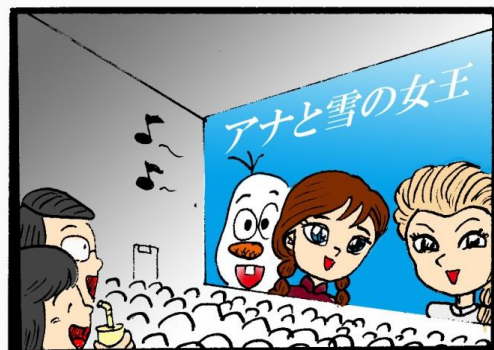
[お詫び]

4月のお知らせの中で、「うえるかむ」の電話番号を誤って記載してしまいました。申し訳ございません。正しくは上記です。

権利擁護漫画 ウエルちゃん

原案・赤津&絵・武藤

No.21「お父さんは大変！」



① ゴールデンウィークが始まりました。ウエルちゃんは遊園地に行きました。

② 次の日は、デイキャンプ。バーベキューを楽しみました。

③ 3日目は、映画とカラオケに連れて行ってもらいました。

④ 連休最後の日、デイズニランドに行きました。お父さんは疲れてしまって、ベンチで寝てしまいました。お父さん、お疲れ様。

5月12日(月曜日)のFor us
(権利擁護委員会)



船橋市手をつなぐ育成会では、毎月第一月曜日に、けいよう会議室をお借りして For us を開催しています。このところ新しい顔ぶれが何名か、加わってくださって、賑やかになってきています。先日、テレビで心の安定や脳の活性化には雑談が有効と言う内容の番組がありました。雑談も明るくないとだめかもしれませんね。For us も前向きな、楽しい雑談の場として続くことを期待しつつ、26年度も続きます。

5月12日は、司法書士の福本隆司氏を特別ゲストにお招きして、あらためて「成年後見制度」についてお話していただきました。

参加者の方から、いくつもお質問があり、まさしく雑談の場に…。福本氏は丁寧に答えて下さいました。Q「もう後見人になっているけれど、遺産相続はどのように考えたら良いか？」

福本氏「後見人でも、相続の時は親も当事者」

Q「兄弟姉妹の遺産相続間で、障害の本人の面倒を見てもらうのだから、見る兄弟姉妹に本人より多く遺して上げたいときはどうしたらよいか？」

福本氏「遺言を書いておく。手書きで日付を忘れずに。」

何回書き直しても良く、日付の新しいものが有効。」

Q「親が後見人になっている場合、親亡き後誰に託すのか、裁判所が決めるの？」

福本氏「後見人候補者欄に書き入れておけば良いが、必ずしもその方が就任できるとは限らない。相応しくないと判断すると、裁判所が斡旋した後見人に決められることもある。

Q「親が高齢の場合、裁判所は後見人として認めないと聞いているが？」

福本氏「年齢だけではないが、すぐ変更の危惧があれば、ひとりでなく複数で後見をすると良い」

Q「裁判所で、後見人に相応しくないと却下されることはあるのか？」

福本氏「日頃からの本人への対応、特に本人の資産の扱いが注目される。

家庭裁判所は、金銭管理について一番注視するので、ずさんな管理をすると後見人を下ろされることもある」

その他にもたくさんご質問があり、かみ砕いた解説に、納得なさった方が多かったようです。

毎月第1月曜日のFor us にぜひご参加ください。



* 日本財団から助成金を
* いただけることになりました。
* 「うえるかむ」監事の
* 岩井清さん(北総育成
* 園保護者)が、書類作成
* や交渉などに奔走してく
* ださいました。ホームペ
* ージの開設を予定してい
* ます。
* 決まりましたらあらた
* めてお知らせいたします。
* *

正会員・賛助会員の皆様

いつもながらご厚情を賜り誠にありがとうございます。また、浄財をお寄せいただきまして心から御礼申し上げます。うえるかむ総会后、会計報告等は6月の通信に掲載します。

《「親心の記録」と今できること》

今、開いて、書いてくださいね。お子さんの将来や健康に関すること、そして、どのような支援があれば幸せに暮らしていけるか、どんなことで笑顔になってくれるか、思い描きながら…。

幼い頃の写真を貼ってください。親はずっと、ずっと子どもの幸せを願います。

《後見人としての活動》

先日、千葉家庭裁判所にて、後見人の心得の研修会に参加してきました。当たり前ですが、「不正」はダメとくぎを刺されました。ご本人の身になって考えること、家庭裁判所と連携をとることも義務付けられています。学んできました。尾村・赤津

「うえるかむ」は、
いろいろなご相談が
寄せられるようにな
りましたので、4月か
らは週3日開けるこ
とに致します。
お悩みや困りごと
が大きくならないう
ちにぜひご相談くだ
さい。
一人で悩まずにお
気軽にお電話くださ
い。秘密は厳守いた
します。

047-710-7045 不在のときは
090-1217-3003(赤津携帯)へ転送されます。

船橋法典駅から、
競馬場と反対方向
へ700m、徒歩8